動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量

薬事法施行令第八十二条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則第百五十四条第一項の規定に基づき定める動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量は、次のとおりとする。

医薬品の種類	手数料（単位　円）		試験品の抜取数（単位　本、包、組又は箱）			保存用品の抜取数（単位　本、包、組又は箱）
	ロット	分注区分	最終小分容器１本の内容量が５mL未満の場合	最終小分容器１本の内容量が５mL以上20mL未満の場合	最終小分容器１本の内容量が20mL以上の場合	
（血清の部）						
牛ロタウイルス感染症卵黄抗体	270,000	22,100			6	2
炭疽血清（牛）	159,000	20,300			11	2
炭疽血清（馬）	159,000	20,300			11	2
破傷風抗毒素	92,900	20,300			10	2
馬パラチフス血清	74,500	20,300			10	2
犬伝染性肝炎血清	117,800	20,300		15	14	2
ジステンパー血清	117,800	20,300		15	14	2
ジステンパー・犬伝染性肝炎血清	186,700	20,300		15	14	2
乾燥犬プラズマ	74,700	20,300		12	11	2
抗猫ウイルス性鼻気管炎ウイルス・抗猫カリシウイルス混合抗体（組換え型）	105,900	20,300	27	15		2
（ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部）						
アカバネ病生ワクチン	607,500	85,100	48	24	24	5
アカバネ病（アジュバント加）不活化ワクチン	253,700	20,300		14	14	2
イバラキ病生ワクチン	607,500	85,100		24	24	2
牛ＲＳウイルス感染症生ワクチン	191,400	90,600		24	24	2
牛アデノウイルス感染症生ワクチン	607,500	85,100		24	24	2
牛ウイルス性下痢―粘膜病生ワクチン	607,500	85,100		24	24	2
牛コロナウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチン	351,300	20,300		16	13	2
牛コロナウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン	359,100	20,300		16	13	2
牛伝染性鼻気管炎生ワクチン	607,500	85,100		24	24	2
牛伝染性鼻気管炎（アジュバント加）不活化ワクチン	253,700	20,300		14	14	2
牛パラインフルエンザ生ワクチン	252,500	69,500		24	24	2
牛流行熱生ワクチン	607,500	85,100		26	24	2
牛流行熱(アジュバント加)不活化ワクチン	182,000	20,300		14	14	2
牛疫生ワクチン	1,007,600	85,100			20	2
チュウザン病（アジュバント加）不活化ワクチン	323,400	20,300		14	14	2
牛流行熱・イバラキ病混合（アジュバント加）不活化ワクチン	386,700	20,300		16	16	2
アカバネ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン	460,300	20,300		16	16	2
牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン	722,600	264,100		30	30	2
アカバネ病・イバラキ病・牛流行熱・チュウザン病混合（アジュバント加）不活化ワクチン	583,600	20,300		16	16	2
牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛ＲＳウイルス感染症混合生ワクチン	740,800	364,800		29	29	2
牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン	742,500	318,200		27	25	2
牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病２価・牛パラインフルエンザ・牛ＲＳウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン	756,100	20,300			16	2
アカバネ病・イバラキ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症・ピートンウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン	689,400	20,300	23	14	12	2
牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛ＲＳウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン	757,400	450,900	35	29	29	2